

「千葉とく旅キャンペーン事業（全国を対象とした観光需要喚起策）」

旅行事業者・宿泊事業者・地域限定クーポン取扱店向け取扱要領

(2023年5月2日時点)

1. 全国を対象とした観光需要喚起策（全国旅行支援）について

1) 概要

国は、地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として、全国を対象とした観光需要喚起策（以下「全国旅行支援」という。）を実施することとしました。

需要創出支援とは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)（以下「感染症」という。）拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の拡がりを抑制しつつ、都道府県において、感染症の影響に考慮した「新たな旅のスタイル」への対応や、地域の観光資源の魅力の再発見など、将来的な訪日外国人旅行者の誘致に寄与するために、補助対象事業者である都道府県（以下「対象都道府県」という。）が実施する旅行商品や宿泊サービスに対する補助及び旅行期間中に使用可能なクーポン券等の付与のために必要な費用を支援する事業です。

全国旅行支援事業（以下「本事業」という。）は、国の財政支援を受けて、実施する事業であり、実施の際には、本事業に参画する全国の旅行会社等（以下「旅行事業者」といい、詳細は「4）販売補助金の対象となる商品の販売者」にて定義する。）により、対象都道府県を目的地とする旅行商品や宿泊サービスが、多くの旅行者にとって公平に購入可能な販売方法にて提供される必要があります。上記を充足する方策として、全国の旅行事業者からの申請等を一括して受け付ける組織として統一窓口共同運営体（以下「統一窓口」という。）へ、その業務の一部を委託しました。統一窓口は、最終的には旅行者の利便性向上に繋がるものであり、旅行事業者の負担軽減を図ると共に、多くの旅行者への公平な販売方法を提供するものとして、円滑な運営を目指すものです。

2) 定義等

- (1) 全国旅行支援による補助金は、旅行代金・宿泊料金（以下「旅行代金等」という。）に対して負担軽減を目的として補助をする販売補助金（以下「販売補助金」という。）と旅行先で幅広く利用できる地域限定クーポン（以下「クーポン」という。）の2つ（以下総称して「補助金」という。）が一体となって構成されています。
- (2) 本事業の対象となる旅行は、日本国内に居住する旅行者による対象都道府県を目的とする旅行となります。
- (3) 本事業は千葉県（以下、「県」という。）から委託を受けた千葉とく旅キャンペーン事務局（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行います。
- (4) 本事業における定め（以下「規程類」という）は次のとおりです。
 - ・「【取扱要領】（規程類においては「本取扱要領」という。）」：本事業の根幹となる定め
 - ・全国を対象とした観光需要喚起策 千葉とく旅キャンペーン事業運営マニュアル<宿泊事業者・クーポン取扱店舗用>（規程類では「事業運営マニュアル<宿泊事業者・クーポン取扱店舗用>」という。）：宿泊事業者・クーポン取扱店舗用の実務に即して事業の制度等を解説しているもの。
 - ・全国を対象とした観光需要喚起策 千葉とく旅キャンペーン事業運営マニュアル<旅行事業者用>（規程類では「事業運営マニュアル<旅行事業者用>」という。）：旅行事業者の実務に即して事業の制度等を解説しているもの。

- ・ 全国を対象とした観光需要喚起策 FAQ<旅行事業者用>：事業運営マニュアル<旅行事業者用>を補完し事業制度等の詳細な解説や考え方を示すもの。
- ・ 全国を対象とした観光需要喚起策 補助金申請マニュアル<旅行事業者用>：旅行事業者の補助金申請の手順等を定めたもの。
- ・ 全国を対象とした観光需要喚起策 事業者マイページシステム操作マニュアル<基本操作編>：旅行事業者に課せられている週次報告の詳細についてまとめたもの。
- ・ 事務連絡：適宜メール等で発信されるもので、速やかに周知を目的とした内容を掲載したもの。

3) 事業期間

(1) 宿泊を伴う旅行商品および宿泊商品、日帰り旅行商品

2023年1月10日（火）から2023年4月28日（金）まで

（宿泊を伴う旅行商品および宿泊商品については、4月29日（土）チェックアウト分を含む）

2023年5月8日（月）から2023年6月30日（金）まで

（宿泊を伴う旅行商品および宿泊商品については、7月1日（土）チェックアウト分を含む）

※予算の執行状況により、延長または期間途中で終了する場合があります。

※修学旅行・受注型企画旅行については、予算の執行状況に応じて対象期間を別途定めることがあります。

※全国旅行支援対象商品販売開始日 2022年12月26日（月）以降に予約がなされた対象旅行商品が対象となります。なお、延長期間分（4月1日～6月30日）の販売開始日は2023年3月16日（木）とします。

（ただし、旅行事業者の販売開始は3月17日（金）とします。）

※準備の状況や都道府県・旅行事業者の予算執行状況や感染症拡大の状況等で開始時期及び終了時期が異なることがあります。

※感染症拡大の状況等を踏まえ、補助金の交付を一時的に停止することがあります。

※各事業者の準備が整った段階で販売を開始することができます。

4) 販売補助金の対象となる商品の販売者

販売補助金の対象となる商品を販売する事業者は次のいずれかの者とします。これらの者が本事業に参画する事業者（以下「参画事業者」という。）として事務局より指定を受けた場合に限り、対象となります。

(1) 旅行事業者：統一窓口で販売登録する販売者

旅行会社・OTA等（本取扱要領において「旅行事業者」という。）

第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業のいずれかの登録等をしている者。

※旅行サービス手配業は除く。

(2) 宿泊事業者：事務局で販売登録する販売者

千葉県内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をした者で、予約・宿泊の記録を独立した第三者・外部機関に保管できる仕組みを有し、当該記録を宿泊の事実を裏付けるものとして事務局に提出することができる者とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う者を除く。

(3) 地域限定クーポン取扱店舗：事務局で販売登録する販売者

千葉県内に店舗等を有し、日本国内に銀行口座を有する者。ただし、事業運営マニュアル<宿泊事業者・クーポン>

ン取扱店舗用>に規定する者を除く。

(4) その他、事務局が対象事業者として認めた者。

5) 販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項

事業者の申し出を受けて、当該事業者が次のいずれにも適合すると認めるときは、参画事業者としての登録を認め、かつ参画事業者はそれらを遵守するものとします。

(1) 大綱

- ① 本取扱要領を含む規程類やそれらに関連して発信されるすべての情報（事務連絡を含む）等に従うこと。
- ② ①については、適宜修正がなされる場合があるので、必ず最新のものを確認し、従うこと。

(2) 細目

- 1 県の定める感染拡大防止策を講じていること。（※2023年5月8日以降は不要）
- 2 本取扱要領の規定の他、県や事務局の定める各種規程類やそれらに関連して発信される情報等に従うこと。
- 3 旅行者全員の本人確認および居住地確認が必要となるので、旅行者への適切な周知と必要に応じて事業者でその役割を担うこと。
- 4 本事業の補助金の対象となる商品を販売した場合、地域限定クーポンの適切な配布と配布数および残数管理を行うよう宿泊事業者等に通知を行うこと。
- 5 参画事業者は、関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。
- 6 販売補助金と地域限定クーポンが一体とならないような補助金の交付を行わないこと。
- 7 架空予約など、旅行や施設の予約を捏造しないこと。
- 8 旅行者が宿泊施設を予約したものの実際には宿泊施設に宿泊しないことや、旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為のほう助や教唆等をしないこと。
- 9 旅行代金等の水増しなど、補助金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。
- 10 本事業以外の国または地方自治体の補助金等の交付を受けている場合で、本事業による補助金の金額との合計が販売価格（税およびサービス料を含む。以下同じ。）を超えるもの（国または地方自治体の補助金等が重複するもの）については、その超える部分は対象外です。
- 11 本事業に関する帳簿および証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管をすること。
- 12 都道府県の定める全国旅行支援対象商品販売開始日以降に予約がなされた対象旅行商品が補助の対象となります。ただし、例外として受注型企画旅行については、確定書面の交付日が全国旅行支援対象商品販売開始日以降であって、旅行の実施日が都道府県の定める対象期間内であれば、補助の対象となります。なお、当該商品を販売する事業者が千葉県における全国旅行支援の参加事業者登録を受けていることが必要です。
- 13 反社会的勢力の排除
 - ① 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはなりません。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

- (オ) 暴力団または暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
 - (カ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ② ①のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であってはなりません。

6) 販売補助金の対象となる商品

(1) 対象となる商品

本事業における販売補助金の対象となる商品は次のとおりです。

※上記「5) 販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項」で示された行為等によって造成された不適切な商品は対象外です。

① 宿泊商品

各都道府県に販売登録のある宿泊施設等（以下「宿泊施設」という。）で提供される宿泊サービスを含む商品である必要があります。

ただし、宿泊サービスのうち、宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（デユース）であるものは除きます。

② 宿泊を伴う旅行商品

旅行商品に含まれる宿泊施設は、事務局に登録があることが必須となります。

- ・企画旅行（募集型、受注型）
- ・手配旅行

※販売登録がない宿泊施設を旅行商品とした場合、補助金の対象外です。

③ 日帰り旅行商品

旅行商品（企画旅行または手配旅行）のうち、次のいずれも満たすものとなります。

(ア) 旅行開始日と同日中に出発地に戻ることが予定されている運送サービスを含む必要があります。

ただし、夜行バスで夜（1日目）に出発して翌日（2日目）に旅行先に到着し、その後、同日（2日目）中に夜行バスで旅行先を出発し翌日（3日目）に出発地へ戻るような場合は、同日（2日目）中に発地に戻ることが予定されているものとみなして対象とします。

(イ) 旅行先で運送・宿泊以外の旅行サービス等を含む必要があります。

(ウ) 出発日から起算して10日前（営業日基準）までに事務局への報告が必要となります。

ただし、上記（ア）（イ）（ウ）の3つの条件を満たすものであっても、2地点間の移動のみを主たる目的とするなどのような、地域での消費喚起にほぼ寄与しないものと評価される場合を除きます。

④ 宿泊を伴う旅行商品（交通付）

宿泊を伴う旅行商品（交通付）とは、宿泊を伴う旅行商品に、さらに次に定義する運送サービスの一部（本取扱要領内において「交通」という。）を当該旅行事業者が手配し一体として提供する旅行商品をいいます。

(ア) 航空機

航空機による移動を含むものはすべて対象となります。ただし、発着空港が同一となるいわゆる遊覧飛行は除きます。

(イ) 鉄道

1 乗車で片道 50km（営業キロ）以上の有料列車（※）の利用を含むものが対象となります。

※ 有料列車とは、新幹線や JR 特急など、運賃だけでは乗車できない列車を指します。ただし、普通列車グリーン車など、一部の車両・座席にだけ追加料金が生じる列車は除きます。

(ウ) 船舶（フェリー等）

1 乗船で片道 50 km（乗船地と下船地の直線距離）以上の利用を含むものが対象（人の運送を行っていれば、旅客船のみならず貨物船も対象）となります。

(エ) 貸切バス

貸切バス（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）における一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバス）の 2 時間以上の利用を含むものが対象となります。

(オ) 乗合バス

1 乗車で片道 50km（営業キロ）以上の利用を含むものが対象となります。

(カ) タクシー、ハイヤー

1 乗車で乗車地と経路上における下車観光、入場観光または食事箇所の少なくともいずれか 1 地点との直線距離が 50km 以上の利用を含むものが対象となります。

(2) 補助金の対象とする商品の基準・考え方

① 換金目的や換金性の高いものを含まない商品であること。

換金性の高いものとは次のとおりです。

・金券類（QUO カード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗独自発行の商品券等）

※ ただし、金券類のうち、次の条件をすべて満たすものについては、商品に含めることが可能です。

(ア) 金券の用途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること。

(イ) 記載されたその用途が、具体的に 1 つに特定または限定された複数の用途から旅行者が選択して 1 つに特定できるものであること。

(ウ) 記載されたその用途が、当該旅行目的地に相応であること。

(エ) その使用が、当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内に限ること。

・鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等

※ ただし、旅行事業者における適切な管理がなされている場合は対象に含めることが可能です。

・収入印紙や切手

② 感染拡大防止の観点から問題がないこと。（※2023年5月8日以降は不要）

③ 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること。

④ 商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。

⑤ 旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること。

⑥ 行程に国外の地域が含まれないこと。

⑦ ライセンスや資格の取得を目的としないもの。

⑧ 上記①～⑦のほか、商品として不適切と認めるものは対象としない。

(3) 対象となる商品例（代表的なものを例示）

① 日帰り旅行商品

・往復の鉄道への乗車と体験型アクティビティ（ゴルフ利用等を含む）がセットになった旅行商品

・往復の船舶への乗船と旅行先でのランチがセットになった旅行商品

- ・ 高速バスの往復と果物狩り体験がセットになった旅行商品

(4) 対象外とする商品例（代表的なものを例示）

① 商品全般

- ・ ヨガライセンス取得講習付き商品
- ・ ダイビング免許付き商品
- ・ 運転・操縦免許等（合宿）付き商品
- ・ 接待を伴うコンパニオン付き宴会を伴う商品
- ・ 宿泊先から後日自宅にお土産等が宅配で届くサービスが付いた商品
- ・ 通常の宿泊料金を著しく超える物品（例：宿泊施設で販売をしている高級和牛肉など）付きの商品

② 日帰り旅行商品

(ア) 運送サービスしか含まれていないもの

- ・ 鉄道への乗車 + 船舶の乗船
- ・ 地域周遊きっぷのみ
- ・ 往復バスの乗車のみ

(イ) 旅行開始日と同日中に発地に戻る事が予定されていないもの

- ・ 目的地までの片道のバス乗車と食事

(ウ) 地域での消費に寄与しない組み合わせ

- ・ 往復の鉄道の乗車と旅行先での缶ジュース
- ・ 往復の航空と出発空港でのお弁当
- ・ 往復のバス乗車と旅行先での無料観光施設（公園等）入場

7) 補助金

(1) 最低旅行代金等

宿泊を伴う旅行商品 1人1泊あたり 平日 3,000円 休日 2,000円

日帰り商品 1人あたり 平日 3,000円 休日 2,000円

※ 最低旅行代金等未満の商品は販売補助金の対象となりません。

※ 宿泊旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。

日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。

(2) 販売補助金適用率

旅行代金等の総額の 20%（※）

※ ただし、端数処理は1円単位を基本としますが、事業者側の業務上の都合などにおいて合理的な理由がある場合に限り100円未満までの切り捨てを許容します。

(3) 販売補助金の上限額

宿泊を伴う旅行商品 1人1泊あたり 3,000円

日帰り商品 1人あたり 3,000円

※ ただし、宿泊を伴う旅行商品（交通付）については1人1泊あたり5,000円

(4) 地域限定クーポン

1人あたり 平日 2,000円 休日 1,000円

- (5) 【2023年3月31日宿泊まで（※上乗せキャンペーンは終了しました。）】
地域限定クーポン（上乗せプレゼント）
1人あたり全日2,000円
- (6) 除外期間
該当期間がある場合には特設サイトへの掲載及び登録メールアドレスへ通知します。
- (7) 利用泊数の制限
1旅行予約単位で7泊分まで
- (8) 利用回数の制限
なし
なお、販売補助金は配分された予算枠の範囲内での交付となります。
- (9) 販売補助金の返納
補助金の審査にあたって本取扱要領等の規定外と判断された申請は否認され、補助金申請額より減額または補助金の返納が発生する可能性があります。否認または返納申請分の地域限定クーポンが利用されている場合、該当事業者（統一窓口経由で販売登録をした旅行事業者を含む）は事務局へ配布額分の返納が必要となります。

2. 本事業における登録手続きについて

1) 本事業における登録申請

- (1) 登録申請とは
情報登録および販売補助金対象となる商品の提供および販売補助金の予算枠（以下「予算枠」という。）の配分を受けるための申請。事業者によって、登録申請先が異なります。
※ なお、本事業参画中、事業譲渡をされる場合は、登録取消しの手続きが必要です。また、事業を承継する事業者が引き続き本事業への参画を希望される場合改めて登録申請が必要です。
- (2) 登録申請の具体的な手続き
- ① 旅行事業者：統一窓口への登録申請
(ア) 公式サイトからの申請
※公式サイトから申請できない事業者は統一窓口までお問合せください。
 - ② 宿泊事業者：事務局への登録申請
(ア) 公式サイトからの申請
※公式サイトから申請できない事業者は事務局へお問合せください。
 - ③ 地域限定クーポン取扱店：事務局への登録申請
(ア) 公式サイトからの申請
※公式サイトから申請できない事業者は事務局へお問合せください。

2) 予算枠割当額決定および通知

- (1) 予算枠割当額の決定

- ① 予算枠を各社単位で割り当てる事業者と複数社で予算枠を割り当てる事業者があります。
- ② 登録申請内容を審査し、予算枠割当額を通知します。
- ③ 申請書類を審査した結果、参画事業者の指定を行わない場合には、不採択の旨を通知します。

(2) 予算枠割当額の変更

- ① 決定通知後に、参画事業者が予算枠割当額の変更をしようとする場合は、販売状況報告および希望額を事前に事務局に提出することとします。
- ② 変更申請内容を審査の上、割引配分割当額に変更が生じるときは予算枠割当額変更決定の旨を通知します。
- ③ 参画事業者の事業進捗状況を確認のうえ、予算枠割当額の増減額を通知します。
- ④ 決定通知後、参画事業者が登録取消を希望する場合は、登録取消申請を事務局に提出することとします。
※ただし、登録取消時に「先々の予約がないこと」、「先々の予約がある場合には、事業者と旅行者間で対象外になることの同意を得ていること」が条件となります。

3) 月次報告・実績報告の期間・方法

(1)月次報告：旅行事業者（統一窓口で販売登録する販売者）

- ① 予算枠割当額の決定を受けた参画事業者は、当該事業が完了するまでの間、
 - ・各月 1 日から 15 日までの実績について各月末日までに、
 - ・各月 16 日から末日までの実績について翌月 15 日までに、各月 2 回、次の書類を統一窓口へ提出してください。なお、実績がない場合、毎月の提出は不要です。
※ 月 1 回で申請を行いたい事業者は、従前のとおり（月末締め、翌月 15 日までに提出）月 1 回申請することが可能です。
 - (ア) 補助金請求書（統一様式 2 号）
 - (イ) 実績内訳シート（統一様式 1 号）
 - (ウ) (ア) (イ) に掲げる書類のほか、必要な書類として求めるもの
- ② 統一窓口は、補助金の請求があった場合は、内容を審査の上、適正な内容であると確認し、参画事業者の指定口座に補助金を振込みます。

(2) 完了報告：旅行事業者（統一窓口で販売登録する販売者）

- ① 予算枠割当額の決定を受けた参画事業者は、当該事業が完了したときは、完了報告書等を別途定める期日までに統一窓口へ提出してください。（当該事業終了前に登録取消しを希望する場合を含む）
- ② 実績報告は次の書類の提出が必要です。
 - (ア) 完了報告書（統一様式 8 号）
 - (イ) その他必要と認めるもの※ (ア) (イ) とは別に、販売進捗状況の報告を定期的に求めることがあります。

(3)月次報告：その他の事業者（事務局で販売登録する販売者）

「事業運営マニュアル<宿泊事業者・クーポン取扱店舗用>」に定めます。

4) 補助金交付の条件

補助金交付に付する条件は本取扱要領に定めるとおりとします。

5) 状況報告および調査

県または事務局は必要に応じて参画事業者へ本事業について報告を求め、調査することができるものとします。

6) 補助金の取消し

県または事務局は、参画事業者が本取扱要領の規定に違反した場合および不正な申請を行った場合は、補助金の全部または違反もしくは不正に係る部分に関し、支払いを停止することができます。

7) 補助金の返還

県または事務局は、参画事業者が本取扱要領の規定に違反した場合および不正な申請を行った場合は、補助金の全部または違反もしくは不正に係る部分に関し、その返還を命じるものとします。

該当参画事業は、県または事務局が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければなりません。

8) 費用の負担

本取扱要領および事業運営マニュアル〈旅行事業者用〉〈宿泊事業者・クーポン取扱店舗用〉に基づく手続きや全国旅行支援の実施に伴い発生する費用について、県および事務局は一切の費用を負担しないものとします。

3. 不正利用の防止

参画事業者は、不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じてください。

4. 言語・通貨および時間

- (1) 参画事業者は、県および事務局との間に生じる必要なすべての手続きについて、日本語および日本国通貨を用いることとします。
- (2) 本取扱要領および事業運営マニュアル〈旅行事業者用〉〈宿泊事業者・クーポン取扱店舗用〉において示す時間は、すべて日本標準時とします。
- (3) 前項の規定は、全国旅行支援実施期間を含め、終了した年度の翌年度から5年間適用することとします。

5. 雑則

本取扱要領に定めのない事項が発生した場合は、県と事務局で協議の上、決定するものとします。